

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定で不開示とした情報のうち、別表 2 に掲げる部分については、開示すべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成26年 2 月17日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下これらを総称して「本件請求」という。）をした。

- (1) ○○○○専門学校（以下「本件専門学校」という。）を廃止した時に、同校及び学校法人○○○○（以下「本件学校法人」という。）から実施機関に提出された申請書及び添付書類並びに当該案件に関する認可書、決裁書、稟議書、会議録等実施機関において作成した文書の開示の請求（以下「本件請求 1」という。）
- (2) 開示請求書に添付された別紙の記載により示されている特定時期に、本件専門学校について実施機関において作成した会議録等の文書及び別紙の記載について詳しい内容が分かる文書の開示の請求（以下「本件請求 2」という。）
- (3) 本件専門学校の設置者を○○○○氏（以下「○○氏」という。）から本件学校法人に変更した時に、本件専門学校及び本件学校法人から実施機関に提出された申請書及び添付書類並びに当該案件に関する認可書、決裁書、稟議書、会議録等実施機関において作成した文書の開示の請求（以下「本件請求 3」という。）
- (4) ○○氏から本件学校法人に設置者を変更する前に実施機関が保有していた本件専門学校に関する文書一式の開示の請求（以下「本件請求 4」という。）

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は別表 1 のとおり、本件請求 1 の対象となる行政文書として（1）平成21年 4 月 1 日付け本件専門学校の廃止認可申請書（以下「文書 1」という。）、（2）（1）の決定に係る起案（以下「文書 2」という。）、（3）平成21年度第 1 回広島県私立学校審議会議事録（以下「文書 3」という。）を、本件請求 3 の対象となる行政文書として（4）平成19年 9 月27日付け本件専門学校の設置者変更認可申請書（以下「文書 4」という。）、（5）（4）の決定に係る起案（以下「文書 5」という。）、（6）平成19年度第 2 回広島県私立学校審議会議事録（以下「文書 6」という。）を、本件請求 4 の対象となる行政文書として（7）昭和54年11月29日付け専修学校設置認可申請書（以下「文書 7」という。）、（8）平成 9 年 9 月30日付け専修学校の目的変更認可申請書（以下「文書 8」という。）、（9）本件専門学校の設置者変更に係る県担当職員が作成した関係者との会話録（以下

「文書9」という。), (10) 本件学校法人の理事会及び評議員会議事録 (以下「文書10」という。)(以下総称して「本件対象文書」という。)を特定の上, 文書1から文書8までについては行政文書部分開示決定を, 文書9及び文書10については行政文書不開示決定を, また, 本件請求2については対象文書の不存在を理由とする不開示決定を行い, 平成26年5月7日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は, 平成26年6月30日, 文書3及び文書6に対する行政文書部分開示決定 (以下「本件処分1」という。)並びに文書9に対する行政文書不開示決定 (以下「本件処分2」という。)(以下総称して「本件処分」という。)を不服として, 行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定により, 実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し, 対象文書の全部の開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は, おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分の不開示理由は, 条例第10条第2号, 第3号及び第5号が引用されているだけで, これらの規定に該当すると判断した具体的な理由が示されていない。本件処分は, 条例第7条第3項違反である。
- (2) 文書3及び文書6は, 条例第10条第2号ただし書イに該当する情報である。現にその一部は, 広島県のウェブサイトで公開されている。他の公開されていない部分についても, 本来公開されるべきものである。
- (3) 広島県私立学校審議会 (以下「私立学校審議会」という。)委員は, 地方公務員である。文書3及び文書6の内容, 議長及び署名委員の自署, 印影は, 条例第10条第2号ただし書ハの公務員等の職及び職務遂行に係る情報である。
- (4) 平成21年度第1回私立学校審議会及び平成19年度第2回私立学校審議会 (以下「各審議会」という。)の結論は出ているので, 意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはない。当該不開示部分は条例第10条第5号に該当しない。
- (5) 私立学校審議会委員の意見の一部は, 文書3及び文書6の「認可事項の質疑内容・意見」において開示されているので, 「非公開の場でなされた審議・協議について, 委員の発言内容を公表すると, 外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあり, 率直な意見の交換ができなくなるため, 将来予定される同種の審議, 検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。」という実施機関の主張は, 不開示理由にならない。
- (6) 行政庁は, 申請により求められた許認可等を拒否する場合 (求められた許認

可等の一部を拒否する場合を含む。)は、申請者に対し、同時に当該処分 of 理由を示さなければならない(広島県行政手続条例(平成7年広島県条例第1号。以下「行政手続条例」という。)第8条第1項)。実施機関が理由説明書において追加した「不開示とした審議会の協議内容は、本件専門学校及び本件学校法人に係る内容ではない。」という理由は、処分と同時に示されたものではないので、違法である。

(7) 実施機関は文書4の部分開示決定において、「本件専門学校の設置者変更理由及び内容」及び「全部事項証明書」で次の内容等個人に関する情報及び法人の内部管理に関する情報を開示している。文書9中、これらに関する情報は開示できると考える。

- ・ ○○氏が個人で所有していた本件専門学校の校舎等が、○○税務署に差し押さえられたため、同校の経営が困難になった。
- ・ 本件専門学校の生徒は○○名しかいなかった。
- ・ ○○氏は、○○○○に○○○○円借金していた。
- ・ ○○氏が本件専門学校を本件学校法人に寄付した後、同校の校舎等に設定されていた全ての担保権が抹消された。
- ・ 本件専門学校は近年、経営困難に陥ったために、設立者である○○氏は、同校の存続を図るために、従来から親交のあった本件学校法人に継承要請を行ってきた。
- ・ 現在本件専門学校には、○○名(平成19年度入学生○○名)の生徒が在籍していることから、本件学校法人としては、本件の及ぼす社会的影響等諸般の情勢を勘案してこれを受け入れることに決し、従前の教育課程を引き継ぐこととした。

(8) 文書3及び文書6中、部分開示された「認可事項に係る質疑・意見」において、私立学校審議会の各委員が率直かつ忌たんのない発言をしていることや、どの委員がどのような発言をしたのかが明らかになっている。よって、文書3及び文書6の不開示となっている審議・協議等の部分についても、開示できると考える。

(9) 本件学校法人は、開示された文書1の添付書類「本件専門学校の設置者変更理由及び内容」において、次のとおり当該学校法人の内部情報ともいうべき計画段階の内容を述べている。次の情報は、文書3の計画審議事項にも記載されていると思われることから、開示できると考える。

- ・ ○○○○科のみの課程では、学校運営の面から、また、学則に盛られた適切なカリキュラムの教育の場を維持する面からも困難と考へて、平成21年度以降は、平成20年度、○○○○専門学校○○の目的変更認可申請が認められ、新たに新設する○○○○科として統合した中で教育を行うことができ、併せて、教育と学校運営維持の面からみても適切であると考へ、平成21年度以降、本件専門学校を廃止することに決議致しました。

(10) 実施機関は、補充理由説明書において条例第10条第3号及び第6号を根拠とする理由を追加しているが、これは、本件処分と同時に示されたものではない

いので、行政手続条例第8条第1項違反であり、不開示理由にならない。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 当初の不開示理由について

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第10条第5号該当性について

文書3及び文書6の非公開の場でなされた審議・協議（以下「非公開審議等」という。）については、学校の設置計画や県の処理方針等、学校法人等の事業活動情報及び県の内部における案件で私立学校審議会委員からの多方面の意見の聴取が求められるものについて協議を行っている。

非公開審議等を公表事項とすることは、委員の発言内容について個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。

これにより、今後、委員が自らの責任と判断において発言し、論議を行うなど自由で率直な意見の交換ができなくなることで、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、条例第10条第5号に該当する。

#### (2) 条例第10条第2号該当性について

文書3及び文書6の委員の自署及び印影については、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しており、これらが公にされることは予定されておらず、公にすることによって、自署の不正使用や印鑑の偽造により個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第10条第2号に該当する。

#### (3) 不開示情報とそれ以外の情報の分離について

文書9は、条例第10条第2号に該当する個人に関する情報及び同条第3号に該当する法人の内部管理に関する情報が含まれている。

前者については、これらを公開することで、特定の個人が識別され、個人情報等の不正使用等により個人の権利利益を害するおそれや、個人の発言・対応が個別に不当に非難されるおそれがある。

後者については、学校法人の運営状況が外部へ公開されることで、同法人が設置する学校の生徒募集への影響等、法人の利益を不当に害するおそれがある。これらの情報を当該文書から開示請求の趣旨を損なわずに分離し、部分開示とすることが困難であるため、文書9の全部を不開示とした。

### 2 追加の不開示理由について

実施機関は、当審査会が実施機関に対して行った意見聴取において、文書3及び文書6の非公開審議等の議事録並びに文書9については条例第10条第6号に、文書3の計画審議事項の一項目については同条第3号にも該当するとして、本件処分時に異議申立人に通知した行政文書部分開示決定通知書及び行政文書不開示決定通知書並びに平成27年6月9日付けで当審査会に提出した理由説明書に

記載のない不開示理由を追加する旨説明し、平成28年9月8日付けで補充理由説明書を提出した。

この補充理由説明書による不開示理由と、意見聴取の際に実施機関が説明した不開示理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第10条第6号該当性について

ア 文書3及び文書6は、委員の発言内容や委員間におけるやり取りの様子など、当日の私立学校審議会の審議状況を逐語的に記録しているもので、委員には、非公開審議等の議事録は公開しないと説明しており、各委員はそのような認識のもと、率直かつ忌たんのない発言をしている。この議事録を公にするとすれば、実施機関と当該委員との間の信頼関係を損ない、今後、当該委員のみならず他の専門家の協力も得られなくなるなど、本件審議会の運営のほか、実施機関における同種の審議、検討会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、非公開審議等の議事録を公にすると、どの委員がどのような発言をしたかが明らかになるため、利害関係者等から発言した委員に対し、不当な圧力又は干渉が加えられることが予想され、またそうした状況に陥ることを懸念した委員が率直な意見の表明を差し控えるおそれがあり、専門的な観点からの活発な議論が十分になされなくなるなど、私立学校審議会の公平かつ公正な審議の運営に支障が生じるおそれがある。

なお、委員名を不開示とした上で発言内容を公にした場合、内容がどの学校種に係るものかにより委員が特定される可能性が高いため、委員名、発言内容ともに不開示とした。

以上のことから、当該部分は、条例第10条第5号のほか、同条第6号にも該当する。

イ 学校関係者は実施機関に様々なことを相談し、実施機関としても私学行政の適正な遂行のためには、所管する学校の個別具体的な問題点等を把握しなければならないところ、文書9には、異議申立人が主張するように、他に開示した文書から分かる内容も一部含まれるが、県担当職員と関係者等とのやり取りを詳細かつ逐語的に記録しており、これを開示すると、今後、所管の学校が実施機関に対して詳細な説明を控えることが考えられ、学校及び学校法人が抱える問題を所轄庁が把握できなくなるなど、私学行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、文書9は、条例第10条第2号及び第3号のほか、同条第6号にも該当する。

(2) 条例第10条第3号該当性について

ア 文書3の計画審議事項の一項目は、私立学校審議会で計画を審議した後、学校法人側の事情により取り下げられ、現在まで認可されていない事項である。

このような当該学校法人の内部情報ともいえるべき計画段階の未確定な事項が公にされると、なぜ計画どおりに事業が遂行されなかったのかなど、当該法人の事業執行能力が疑われることとなり、当該学校法人が運営する学校の生徒

募集に支障が生じるなど、当該学校法人の正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、計画審議事項の一項目は、条例第10条第3号に該当する。  
イ 文書9は、本件専門学校の設置者変更申請に係る県担当職員と申請者である本件専門学校関係者等とのやり取り等を記録したものであるが、どの程度のやり取りがなされたかが明らかとなると、本件学校法人に不適切な点があったのではないか等の思案をされる可能性があり、現在運営する学校等の生徒募集に影響が出るなど、正当な利益を害するおそれがあることから、文書9は全体として条例第10条第3号に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 私立学校審議会について

#### (1) 私立学校審議会の審議について

私立学校審議会は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定に基づき設置された実施機関の諮問機関であり、実施機関は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校（以下「私立学校等」という。）について、学校の設置廃止、設置者の変更等の認可等を行う場合には、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならず、この答申を受けて認可可否の判断を行っている。

実施機関によれば、私立学校審議会は、諮問事項について、設置基準の充足の有無、校舎や校地の面積、教員数、授業時間数等を基に審議を行い、新たに学校を設置する場合には、生徒確保の見込み、卒業後の進学先や就職先及び教育課程修了時の取得可能な資格等についても審議し、学校設置者が問題なく学校運営を進めていくことができるか等を検討し、実施機関に答申しているとのことであった。

#### (2) 私立学校審議会の会議の公開・非公開について

実施機関によれば、私立学校審議会における審議のうち、「認可事項」に係る審議については、知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号）第2条の規定に基づき公開しており、その議事録についても公表しているとのことであった。

一方、私立学校等の認可に当たり、ア 高等学校、中学校、小学校及び各種学校の設置認可（高等学校にあつては学科・課程の設置を含む。）並びに収容定員に係る学則変更認可（定員増の場合に限る。）、イ 専修学校の設置認可（課程の設置を含む。）、ウ 幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則変更認可（定員増の場合に限る。）、エ 学校法人・準学校法人の寄付行為の認可のうちアからウまでに掲げた事項を伴うもので、新たに施設・設備の整備を伴うもの又は他の法令により認可時期の制約を受けるもの及びオ その他知事が特に定めるものについては、あらかじめ計画書を作成し、提出することとされており、この計画段階の案に係る審議は「計画審議事項」として、条例第10条の不開示情報が含まれる事項を議事とする会議に当たるため非公開としており、議事録も非公表としているとのことであった。

また、「協議事項」や「その他」については、実施機関の私立学校等の認可の処理方針の改変に関する事項や個別の私立学校等の状況に関する事項について審議・協議するものであるが、内容によって公開・非公開を個別に判断しており、会議を非公開とした場合は、議事録も非公表としているとのことであった。

## 2 本件対象文書について

本件対象文書は、本件専門学校を廃止する際の認可申請に関する文書、当該専門学校の設置者を〇〇氏から本件学校法人に変更する際の認可申請に関する文書及び設置者変更前に実施機関において保有していた本件専門学校に関する文書一式である。

このうち、異議申立人が異議申立書等で開示を求めているのは、本件専門学校の廃止及び設置者変更の認可申請について審議した各審議会の議事録である文書3及び文書6において不開示とされた情報並びに本件専門学校の設置者変更に係る県担当職員が作成した関係者との会話録である文書9において不開示とされた情報であることから、これらの文書について不開示情報該当性を検討することとする。

## 3 不開示理由の追加について

(1) 前記第4の1の(1)のとおり、実施機関は、当初、文書3及び文書6について、非公開審議等の議事録は条例第10条第5号に該当するとして本件処分1を行い、理由説明書においても、文書3及び文書6について不開示とした情報は同号に該当する旨説明していたが、当審査会が実施機関に対する意見聴取を行った際に、前記第4の2の(1)アのとおり、当該情報は同条第6号にも該当するとして、不開示理由を追加するとともに、前記第4の2の(2)アのとおり、文書3の計画審議事項の一項目についても、同条第3号にも該当するとして不開示理由の追加をする旨説明した。

また、文書9については、実施機関は当初、前記第4の1の(3)のとおり、条例第10条第2号及び第3号に該当する情報が含まれ、これらの情報を当該文書から開示請求の趣旨を損なわずに分離して部分開示することが困難であるため、不開示とした旨説明していたが、実施機関に対する意見聴取において、前記第4の2の(2)イのとおり、文書9は全体として同条第3号にも該当し、さらに、前記第4の2の(1)イのとおり、同条第6号にも該当するとして不開示理由の追加をする旨説明した。

(2) これら不開示理由の追加について、異議申立人は、行政手続条例第8条第1項違反であり認められない旨主張していることから、まず、このような不開示理由の追加が認められるかどうかを検討する。

(3) そもそも行政手続条例第8条第1項において、許認可等を拒否する処分を行う場合に、当該処分の理由を同時に示さなければならないと定めている趣旨は、行政機関の判断の慎重さと公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を図

ることを目的としているものと解される。このため、情報公開において不開示理由の追加を無制限に認めれば、条例の趣旨が没却される結果となりかねない。

しかしながら、ひとたび決定通知書や理由説明書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を主張することを許さないとした場合には、不開示決定と不服審査の繰り返しになることが懸念される。また、追加して主張された不開示理由も含めて審議することにより、事案の効率的な解決を図ることができる場合もある。そこで、前記の趣旨を勘案し、異議申立人に実質的な不利益を与えない限り、理由の追加を認めることが妥当である。

- (4) 本件では、実施機関が意見聴取の際に主張した追加の不開示理由について、当審査会に補充理由説明書を提出し、その後、異議申立人にはこの補充理由説明書に対する意見の提出等の機会が付与されていることから、実質的に異議申立人には不利益は生じていないと解される。
- (5) 以上のような事情に照らすと、本件における不開示理由の追加は、決して好ましいものではないが、直ちに行政手続条例が処分と同時に理由を提示することを求めた趣旨を没却するものともいえないから、当審査会では、追加して主張された不開示理由を含めて本件処分の妥当性について判断することとする。

#### 4 本件対象文書の不開示情報該当性について

実施機関は、異議申立ての対象となっている文書3、文書6及び文書9について、条例第10条の不開示情報に該当すると判断して本件処分を行っていることから、以下その該当性について検討する。

##### (1) 文書3及び文書6の不開示情報該当性について

###### ア 非公開審議等の議事録の条例第10条第5号該当性について

条例第10条第5号は、県の機関等の内部又は相互間における審議・検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものである。

ここでいう「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

###### (ア) 文書3の非公開審議等の議事録について

当審査会において、文書3の非公開審議等の議事録を見分したところ、3件の私立学校等の設置等の認可に関する「計画審議事項」及び1件の県の私立学校等の認可基準に関する「協議事項」の議事が記載されていた。

3件の計画審議事項のうち、2件については、その後開催された私立学校審議会にて認可事項として審議の上、認可適当との結論が出ており、残り1件は計画審議事項として審議した後、申請者から申請の取下げがあり、その



後認可事項として審議されなかった案件であった。

このことから、本件処分時にはこれら3件の「計画審議事項」については審議が終了していたとみるのが適当であり、検討段階の情報とはいえず、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

また、「協議事項」についても、文書3に係る私立学校審議会終了後、当該協議事項に係る審議の内容を反映した認可基準の改正が行われていることから、検討段階の情報とはいえず、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえない。

したがって、文書3の非公開審議等の議事録として記載された情報は、条例第10条第5号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(イ) 文書6の非公開審議等の議事録について

当審査会において、文書6の非公開審議等の議事録を見分したところ、「その他」として、個別の私立学校等の状況に関する報告事項とそれに伴う協議事項の2件の議事が記載されていた。

報告事項として挙げられた個別の私立学校等については、その後の私立学校審議会での認可事項として審議の上、認可適当との結論が出ており、報告事項、協議事項とも本件処分時には審議が終了していたとみるのが適当であり、検討段階の情報とはいえず、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない。

したがって、文書6の非公開審議等の議事録として記載された情報は、条例第10条第5号の不開示情報に該当するものとは認められない。

イ 非公開審議等の議事録の条例第10条第6号該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

実施機関は、委員には非公開審議等の議事録はその後においても公開しない旨説明しており、各委員はそのような認識のもと、率直かつ忌たんのない発言をしていることから、非公開を前提としていた議事録を公にすると、県と委員との間の信頼関係を損ない、今後の私立学校審議会の運営に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

さらに、これを公にすると、どの委員がどのような発言をしたかが明らかと

なり、利害関係者等から不当な圧力又は干渉が加えられることが予想され、またそうした状況に陥ることを懸念した委員が率直な意見の表明を差し控えるおそれがあり、専門的な観点からの活発な議論が十分になされなくなるなど、私立学校審議会の公平かつ公正な審議の運営に支障が生じるおそれがある旨説明する。

当審査会において、文書3及び文書6の非公開審議等の議事録を見分したところ、質疑内容・意見が逐語的に記載された部分には、各委員の忌たんのない発言と認められるものがあった。これは、各委員が会議は非公開であり、議事録も公表されないという認識の下、意見を発したものと考えられる。

また、私立学校審議会の審議を経て設置される私立学校等が適切に運営されることは、当該私立学校等に関わる児童・生徒等の教育上の利益の点からも非常に重要であるから、私立学校審議会の、特に計画審議事項に係る審議には、各委員の専門的見地からの真に忌たんのない意見が求められているところである。

こうした中、事後、その一部でも公表されることとなれば、委員が利害関係者等からの不当な圧力や干渉を加えられることを懸念し、忌たんのない意見の表明を差し控えるおそれがあるという実施機関の説明は首肯できる。

一方、質疑内容・意見が逐語的に記載された部分のほかには、議題や申請内容を示す情報、項目名、審議の結論等（以下「議題等」という。）が記載されていたが、これらは、委員の忌たんのない発言には当たらず、これを開示しても委員と実施機関との信頼関係が損なわれたり、委員が意見の表明を差し控えたりするおそれがあるとは認められない。

したがって、文書3及び文書6の非公開審議等の議事録のうち、質疑内容・意見が逐語的に記載された部分は条例第10条第6号に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるが、議題等は、同号に該当するものとは認められない。

#### ウ 非公開審議等の議事録の条例第10条第3号該当性について

次に、前記イで条例第10条第6号に該当しないとした議題等について、同条第3号の該当性について検討する。

条例第10条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示とすることを規定しており、正当な利益を害するかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

文書3及び文書6の議題等には、前記ア（ア）で述べたとおり、申請者により取り下げられた案件に係る議題があり、当該私立学校等の名称が含まれているため、当該私立学校等を運営する学校法人等が特定されることから、これを

開示すると、当該学校法人等の内部情報ともいうべき計画段階の未確定な情報が明らかとなる。これにより、当該学校法人等の事業執行能力が疑われることとなり、当該学校法人等が現在運営している私立学校等の生徒募集に支障が生じるなど、当該学校法人等の正当な利益を害するおそれがあるという実施機関の説明は、不合理とはいえない。

したがって、議題等のうち、申請者により取り下げられた案件に係る議題は、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるが、これ以外のものについては、公にしても、学校法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

エ 私立学校審議会委員の自署及び印影の条例第 10 条第 2 号該当性について

条例第 10 条第 2 号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

広島県私立学校審議会運営規則第 7 条第 2 項の規定により、私立学校審議会の議事録には議長及び会議で定めた 2 人以上の委員が連署しなければならないとされている。

私立学校審議会委員は地方公務員であるが、その自署及び印影については、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しており、また、文書 3 及び文書 6 の自署及び印影が法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にされることが予定されているとはいえない。さらに、社会経済活動上、署名や印影が個人の認証機能としての役割を果たしていることを考慮すると、これらを公にすることにより偽造等当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、私立学校審議会委員の自署及び印影は、条例第 10 条第 2 号本文に該当し、同号のただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 文書 9 の不開示情報該当性等について

ア 不開示情報とそれ以外の情報の分離について

実施機関は、文書 9 には条例第 10 条第 2 号及び第 3 号に該当する情報が含

まれており、これらの情報を当該文書から開示請求の趣旨を損なわずに分離し、部分開示とすることが困難であるため不開示とした旨説明するが、当審査会において文書9を見分したところ、逐語的に記録されたやり取り部分（以下「やり取り部分」という。）のほかに、文書の題名ややり取りの日時、県担当職員の氏名等の情報がやり取り部分とは明確に区分されて記載されており、これらの情報を分離することができるので、実施機関の主張を認めることはできない。

イ 条例第10条第3号該当性について

実施機関は、前記第4の2の（2）イのとおり、文書9全体として、公になると、変更後の設置者である本件学校法人に対し、不適切な点があったのではないか等と思案される可能性があり、ひいては、本件学校法人が現在運営する私立学校等の生徒募集に影響が出るなど、その正当な利益を害するおそれがあると説明するが、やり取りの程度のみをもってこれらのおそれを説明することは、具体性に欠けるといわざるを得ず、当該情報が公にされることをもって直ちに本件学校法人が現在運営する学校の生徒募集に支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

一方、文書9には第三者との関わりを示す情報が含まれており、当該第三者が本件専門学校の設置者変更に関わり、実施機関とやり取りを行ったこと自体が明らかとなると、本件学校法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、文書9のうち、第三者との関わりを示す情報については条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ウ 条例第10条第6号該当性について

前記アで述べたとおり、文書9には、やり取り部分のほかに、文書の題名等の情報が記載されているが、実施機関が文書9において条例第10条第6号に該当するとしているのは主にやり取り部分と考えられることから、文書9のやり取り部分について、同号該当性について検討する。

実施機関は、前記第4の2の（1）イのとおり、やり取り部分が公になると、今後、学校関係者が県に対して問題点等の詳細な説明を差し控えることが考えられ、私学行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

当審査会においてやり取り部分を見分したところ、本件専門学校の新旧設置者（以下「新旧設置者」という。）や関係者又は前記イの第三者（以下「学校関係者等」という。）と実施機関とのやり取りが詳細に、かつ逐語的に記録されているほか、関係者の氏名やその関係者と実施機関がやり取りした日時を示す情報が含まれていた。

このうち、学校関係者等と実施機関とのやり取り部分については、事後にその一部が開示される可能性があることが明らかとなれば、今後、私立学校等で生じた問題等について、学校関係者等が、自らにとって不利益とならないよう、詳細な説明を差し控えたり、情報提供をちゅうちょしたりするおそれがある

り、その結果、私立学校等や学校法人等の問題等の詳細が把握できず、十分な指導ができなくなるなど、私学行政に係る事務の適正な遂行に支障が生じる蓋然性があると認められる。

また、関係者の氏名やその関係者と実施機関がやり取りした日時を示す情報が開示されると、当該関係者が本件専門学校等に関し実施機関に連絡をしたことが明らかとなる。そうすると、今後、利害関係者等から干渉や圧力を加えられることを懸念した関係者が実施機関への連絡を差し控える可能性があり、実施機関への情報提供が減るなど、私立学校等に対する指導等の事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、関係者が実施機関に連絡をしたことが明らかとなる部分を含め、やり取り部分は、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

#### エ 条例第 10 条第 2 号該当性について

実施機関は、文書 9 には条例第 10 条第 2 号に該当する個人情報が含まれていると説明しており、当審査会において、前記イ及びウで同条第 3 号及び第 6 号の不開示情報に該当すると判断した情報を除いた部分（以下「3 号、6 号除外部分」という。）を見分したところ、確かに、同条第 2 号の不開示情報に該当すると推察される個人の氏名等の情報が含まれていることが確認できたので、同号の該当性について検討することとする。

当審査会において、文書 9 の 3 号、6 号除外部分を見分したところ、おおむね次のとおり分類することができる。

##### (ア) 供覧等部分

(イ) 項目部分（文書の表題、新旧設置者の学校種及び私立学校等の名称、会話の日時、場所及び方法、旧設置者の氏名及び新設置者の担当者の氏名並びに県担当職員の所属・氏名）

##### (ウ) 添付書類

##### (エ) 写真及び図面

#### (ア) 供覧等部分について

供覧等部分には、文書 9 を供覧や決裁に付した際の実施機関の職員の職名及びその職名に該当する職員の印鑑が押印されているが、当該職名は条例第 10 条第 2 号ただし書ハに、当該印影は同号ただし書イにそれぞれ該当するため、開示すべきである。

#### (イ) 項目部分について

##### a 文書の表題、新旧設置者の学校種及び私立学校等の名称並びに会話の日時、場所及び方法について

本件請求は、本件専門学校及び本件学校法人を指名してなされていることから、新旧設置者の学校種及び私立学校等の名称は既に明らかとなっている。また、文書の表題、会話の日時、場所及び方法について公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

b 旧設置者の氏名及び新設置者の担当者の氏名について

旧設置者の氏名については、私立学校等を設置、運営している事業を営む個人であり、条例第10条第2号の対象から除外されていることから、同号の不開示情報には該当しない。

一方、新たな設置者である本件学校法人の担当者の氏名については、特定の個人が識別される情報であるため条例第10条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とすべきである。

c 県担当職員の所属・氏名について

県担当職員の所属は条例第10条第2号ただし書ハに、氏名は同号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

(ウ) 添付書類について

添付書類は、申請者が設置者変更申請について実施機関に相談した際、実施機関に提出したもので、当審査会においてこれを見分したところ、設置者変更申請に必要となる事務等の実施時期が記載されたいわゆる計画表であり、表題、年度・月及び各時期に実施する届出等のスケジュールが記載されていたが、いずれも条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないことから、開示すべきである。

(エ) 写真及び図面について

当審査会において、写真及び図面を見分したところ、本件専門学校等の外観、教室内の写真及び教室等の図面であった。写真の一部には、自動車写っており、ナンバープレートが確認できる。自動車のナンバープレートは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第10条第2号に該当し不開示とすべきであるが、その他の情報については、特定の個人を識別することはできず、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、開示すべきである。

## 5 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 付言

実施機関は、条例第10条第2号、第3号及び第5号に該当するとして本件処分を行い、当初の理由説明書においても同様の説明をしていたが、実施機関に対する意見聴取において同条第6号にも該当する等、不開示理由を追加した。

本件の場合、追加した理由についても異議申立人に意見書提出の機会を付与することとして、これを認めることとしたが、異議申立てがなされた後、不開示理由の追加は無制限には認められるものではない。

審査会としては、異議申立人が不服を抱くことについて理解できる部分もあり、実施機関は本件処分を行う時点で慎重に判断すべきであったので、今後条例の適切な運用に努めるよう求めるものである。

## **7 結論**

以上により，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別表 1

請求	対象文書		決定内容
本件請求 1	文書 1	平成21年 4 月 1 日付け本件専門学校の 廃止認可申請書	部分開示決定
	文書 2	文書 1 の決定に係る起案	
	文書 3	平成21年度第 1 回広島県私立学校審議 会議事録	
本件請求 3	文書 4	平成19年 9 月27日付け本件専門学校の 設置者変更認可申請書	
	文書 5	文書 4 の決定に係る起案	
	文書 6	平成19年度第 2 回広島県私立学校審議 会議事録	
本件請求 4	文書 7	昭和54年11月29日付け専修学校設置認 可申請書	不開示決定
	文書 8	平成 9 年 9 月30日付け専修学校の目的 変更認可申請書	
	文書 9	本件専門学校の設置者変更に係る県担 当職員が作成した関係者との会話録	
	文書10	本件学校法人の理事会及び評議員会議 事録	
本件請求 2	—	—	不開示決定 (文書不存在)

別表 2

文書	開示が妥当であると判断する部分	
文書 3	1 枚目	21行目
		22行目 1 文字目
		23行目
		25行目から26行目まで
	5 枚目	5 行目から 8 行目まで
		29行目から30行目まで
		31行目の 1 文字目
		32行目から34行目まで
	6 枚目	15行目から20行目まで
		43行目から44行目まで
	7 枚目	1 行目から 6 行目まで
	9 枚目	34行目から同頁終わりまでのうち、議事録署名者の自署 及び印影を除く部分



文書 6	1 枚目	17行目から18行目まで		
	2 枚目	56行目から同頁終わりまで		
	3 枚目	1 行目から 3 行目まで		
		55行目から56行目まで		
		57行目から同頁終わりまでのうち, 議事録署名者の自署及び印影を除く部分		
4 枚目	議事録署名者の自署及び印影を除く部分			
文書 9	供覧等部分 文書の表題 新旧設置者の学校種及び私立学校等名 会話の日時, 場所及び方法 旧設置者の氏名 県担当職員の所属・氏名			
	2 枚目 から 3 枚目 まで	全部		
	7 枚目	一番下の欄	1 行目から 2 行目まで	
			7 行目	
	8 枚目	表中 8 行目の全部		
9 枚目 から 17枚目 まで	11枚目の自動車のナンバープレート部分を除く全部			

## 別 記

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 3. 12	・ 諮問を受けた。
27. 3. 13	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 6. 9	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
27. 6. 11	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 9. 8	・ 異議申立人から意見書を収受した。
27. 9. 9	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
28. 7. 26 (平成28年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 8. 29 (平成28年度第5回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 9. 8	・ 実施機関から補充理由説明書を収受した。
28. 9. 9	・ 異議申立人に補充理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
28. 9. 23	・ 異議申立人から意見書を収受した。
28. 9. 27	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
28. 9. 27 (平成28年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 10. 25 (平成28年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授